

嘉義市立美術館収蔵品について

民国110年（2021年）12月28日制定

1. 嘉義市立美術館（以下「当館」という。）は、文化・芸術的資産の保存に基づき、文化的資源の収集・保存・研究・教育に関する目的を達成するために収蔵し、善良なる管理者の注意をもって保存管理を行う義務を負うものとする。
2. 収蔵に関する基本原則：嘉義の美術発展史において重要な役割を果たした芸術家の代表作品に限り収蔵するものとし、その他地域の重要な芸術家の作品はあくまでも脇役とし、嘉義における近代美術の発展に貢献した作品を収集するものとする。
3. 収蔵範囲
 - (1) 1930年代に芸術の都・嘉義時代の作品
 - (2) 嘉義の美術史の各発展時期における作品
 - (3) 嘉義を創作の題材とした作品
 - (4) 嘉義の潜在力を秘めた現代の作品
 - (5) 嘉義関連のアートコンテスト・コンペ作品
 - (6) 今後の発展する上で収集に適した作品
 - (7) 当館の収蔵方針及び美術収蔵品として分類されるのに適した作品
 - (8) 嘉義市美術界において芸術的・文化的・歴史的価値のある作品
 - (9) 当館収蔵審議委員会において収蔵価値があると認められた作品
4. 収蔵の種類：水墨画、書画、西洋画、彫刻、映像、マルチメディア等の作品に分類。
5. 作品収集の手段：購入、寄贈、コンテスト・コンペ、移譲。
 - (1) 購入：芸術家本人またはその家族、コレクター、ギャラリーからの購入。作品そのものの収蔵価値を購入の重要根拠とする。
 - (2) 寄贈：公共の文化的資産の充実を図るため、各界から芸術品の寄贈を募る。
 - (3) 展覧会：当館で開催したコンテスト・コンペの入賞作品で、当館

の収蔵趣旨に一致するものについては、そのまま収蔵する。なお、収蔵料は支払わないものとする。

- (4) 移譲：その他公立文化機構の収蔵品またはその機構において現行の設立趣旨にそぐわない収蔵品、もしくは善良なる管理者の責任をもって保存・保護が行えない文化的資料で、当館の収蔵趣旨や保存条件などが原収蔵機構より適している場合、適切な管理・保存及び文化的資料の使用価値を最大に発揮することを目的として、原収蔵機構と協議の上、それら文化的資料の所有権移譲を行う。

6. 収集の手順：寄贈作品または購入作品については、当館収蔵審議委員会において審査を受け承認を得ない限り、収集手続きは行えない。

7. 収蔵する作品の価格は、収蔵審議委員会で採決する。

8. 寄贈を受ける作品については、「嘉義市立美術館寄贈美術品受入規程」に従い取り扱うものとする。

9. 作品を収蔵庫に入庫する場合、その作品に関する情報登録、保険加入、著作財産権取得を行うものとする。

10. 当館は収蔵した作品について、嘉義市政府に届け出を行った後、収蔵証明書の発行を受けるものとする。

嘉義市立美術館収蔵審議委員会設置要綱

民国110年（2021年）12月28日制定

1. 嘉義市立美術館（以下「当館」という。）は収蔵する美術品の質と水準の確保を目的として、収蔵品審査及び専門コンサルティング業務を請け負う収蔵審議委員会（以下「当委員会」という。）を設置する。

2. 当委員会の職掌

- (1) 当館で収蔵する美術品の収蔵、鑑定評価、移譲、寄贈及び登録・登録抹消に関する審議。
- (2) 当館の収蔵品及び収蔵庫管理・維持に関する審議。
- (3) その他当館における収蔵管理関係事項の審議。
- (4) 当館収蔵に関する各種要綱の制定及び修正の相談。
- (5) 収蔵研究事業推進及び専門コンサルティング業務。

3. 当委員会構成員

- (1) 当委員会は当館が招聘する学者・専門家7～11名によって構成され、任期は2年間とし、任期満了後も続投することができるが、各期において少なくとも構成員の3分の1は入れ替えるものとする。任期中に何らかの理由で改選を行った場合、その任期は先任者の残りの期間までとする。当館館長はあて職として委員会の委員と委員長を兼任する。
- (2) 当委員会の委員は次の資格のうちいずれかを有していなければならない。
 - ア. 専門学術学科（部）、機関等の現職者または前任者、かつ美術・人文の研究または教学に従事し、鑑定評価項目について審美眼を有する者（最低2名）。
 - イ. 芸術評論、理論研究、展覧キュレーター等の方面において優れた成果を残している者（最低1名）。
 - ウ. 芸術創作活動に専門的に従事する者または芸術文化団体の責任者で優れた成果を残している者（最低1名）。
 - エ. その他収蔵品に審美眼を有する専門家。

4. 委員長：

当委員会は必要に応じて会議を招集する。委員長が主席を務め、委員長がやむを得ず出席できない場合は、委員長が委員のうち1名を代理主席として指名する。

5. 出席と決議の効力

- (1) 当委員会の委員は、委員本人が委員会に出席するものとする。会議は委員総数の2分の1以上の出席をもって成立し、出席委員の2分の1以上の賛成を得て、動議を行うことができる。
- (2) 収蔵審議委員会は、代理人を委任することができず、必ず本人が出席しなければならない。事務業務は当館収蔵研究組（部）が執り行うものとする。

6. 委員は、収蔵業務部から提出された作品の各資料（当該作品に関する過去の評価額及び作品の画像等）の審査を行う。委員のうち1名でも作品の真贋に疑念を呈した場合、審査対象外とし、審査に通過しなかった作品はその後2年間審査を受けることができないものとする。審査結果は当館における収蔵及び購入の際の根拠とする。

7. 当委員会の委員は原則無給とするが、委員が委員会に出席した場合、出席費及び交通費を支給するものとする。

8. 当委員会の運営に必要な費用は、当館の予算から支出するものとする。

9. 本設置要綱は、承認を得て実施するものとし、変更する場合も同様とする。

嘉義市立美術館美術品購入要綱

民国110年（2021年）12月28日制定

1. 購入目標：嘉義市立美術館は、収蔵品の充実を図り特色を打ち出し、地域に根差す美術という視点から台湾における美術の発展を後押しすることを目的として美術品を購入する。
2. 購入範囲
 - (1) 1930年代に芸術の都・嘉義時代の作品
 - (2) 嘉義の美術史の各発展時期における作品
 - (3) 嘉義を創作の題材とした作品
 - (4) 嘉義の潜在力を秘めた現代の作品
 - (5) 嘉義関連のアートコンテスト・コンペ作品
 - (6) 今後の発展する上で収集に適した作品
 - (7) 当館の収蔵方針及び美術収蔵品として分類されるのに適した作品
 - (8) 嘉義市美術界において芸術的・文化的・歴史的価値のある作品
 - (9) 当館収蔵審議委員会において収蔵価値があると認められた作品
3. 購入準則
 - (1) 当館の収蔵範囲に合致する性質を有し、現在または将来において館内の収蔵価値向上に寄与できるものとし、嘉義出身または在住の創作者の作品を優先的に考慮するものとする。
 - (2) 購入先は、芸術家本人またはその家族、コレクター、ギャラリーからとし、作品そのものの収蔵価値を購入の重要根拠とする。
 - (3) 出所来歴、所有権、取得過程は現行の法令規定を遵守しているものとする。生態系保護及び文化的資産関連の法令規定に抵触する恐れがある場合、合法性証明書類を取得しなければならない。
 - (4) 当館は完全な形で所有権と使用权を得なければならない。使用上または処理の際に特別な条件や制限があってはならない。
4. 収蔵の種類

- (1) 当館の購入範囲に適合するビジュアルアート。水墨画、西洋画、彫刻、映像、マルチメディア等の作品。
- (2) 研究及び教育学習に通じる展示をより充実させることを目的として、創作関連の芸術書籍、展覧会の宣伝広告、芸術家の下絵、創作に使用した道具等も必要に応じて収蔵範囲に入れるものとする。

5. 購入方法

- (1) 当館の収蔵の方向性、計画、研究結果により、当館で収蔵品研究を行っている専任者または収蔵審議委員会から推薦された作品を収蔵審議委員会で付議し審査する。
- (2) 当館の収蔵審議委員会設置要綱に基づき招聘された委員が収蔵審議委員会を開いて購入予定作品に関する審査を行い、審査通過作品の予定購入価格を取り決める。
- (3) 収蔵審議委員会で取り決めた予定購入作品の価格で、政府採購（調達）法の規定に従い、購入手続きを行う。
- (4) 取引が成立した作品を検品の上、収蔵庫に入庫する。

嘉義市立美術館美術品寄贈受入要綱

民国110年（2021年）12月28日制定

1. 嘉義市立美術館（以下「当館」という。）は各界からの美術品寄贈を促進することを目的として、市民とともに嘉義の美術史に関する知識を養い、より発展させる体系を確立する。
2. 寄贈品の範囲と目的物
 - (1) 1930年代に芸術の都・嘉義時代の作品
 - (2) 嘉義の美術史の各発展時期における作品
 - (3) 嘉義を創作の題材とした作品
 - (4) 嘉義の潜在力を秘めた現代の作品
 - (5) 嘉義関連のアートコンテスト・コンペ作品
 - (6) 今後の発展する上で収集に適した作品
 - (7) 当館の収蔵方針及び美術収蔵品として分類されるのに適した作品
 - (8) 嘉義市美術界において芸術的・文化的・歴史的価値のある作品
 - (9) 当館収蔵審議委員会において収蔵価値があると認められた作品
3. 寄贈の流れ：寄贈希望者は、当館の「寄贈同意書」に必要事項を記入の上、提出すること。当館の書類審査に通過した後、当館が招聘した専門家で構成される「収蔵審議委員会」会議で審査され、承認を受けてはじめて収蔵品として認められ収蔵される。
4. 寄贈効力：寄贈希望者が寄贈同意書に必要事項を記入し、収蔵審議委員会において審査を通過し承認を得た後、当館収蔵品として財産登録を行う。当館所蔵となった後、寄贈者は抹消したり、当該寄贈行為を撤回したりすることはできず、寄贈者の事前の同意なくして寄贈者の氏名を開示することはない。審査を通過できなかった作品は返還するが、寄贈者はこれを拒否することはできない。
5. 鑑定評価：寄贈品の評価額は当館収蔵審議委員会で審査して決定した金額を採用する。同委員会における審査の参考として、寄贈者は出所来歴証明書、過去の取引証明書を提出することができる。また証明書にはできる限り取得日及び取得額または合法的な鑑定会社による鑑定評価額を記入する。

6. 美術館による寄贈品の使用权：寄贈者は寄贈同意書に必要事項を記入し、寄贈を同意した美術品について、その著作権及び所有権は当館に帰属するものとし、出展有無及び展覧方法を問わず、そのすべての決定権は当館にあるものとする。寄贈者はいかなる寄贈条件も付帯しないものとする。特別な寄贈条件がある場合、当機関の首長または主管機関から承認を得た後、その承認を根拠として取り扱うことができる。

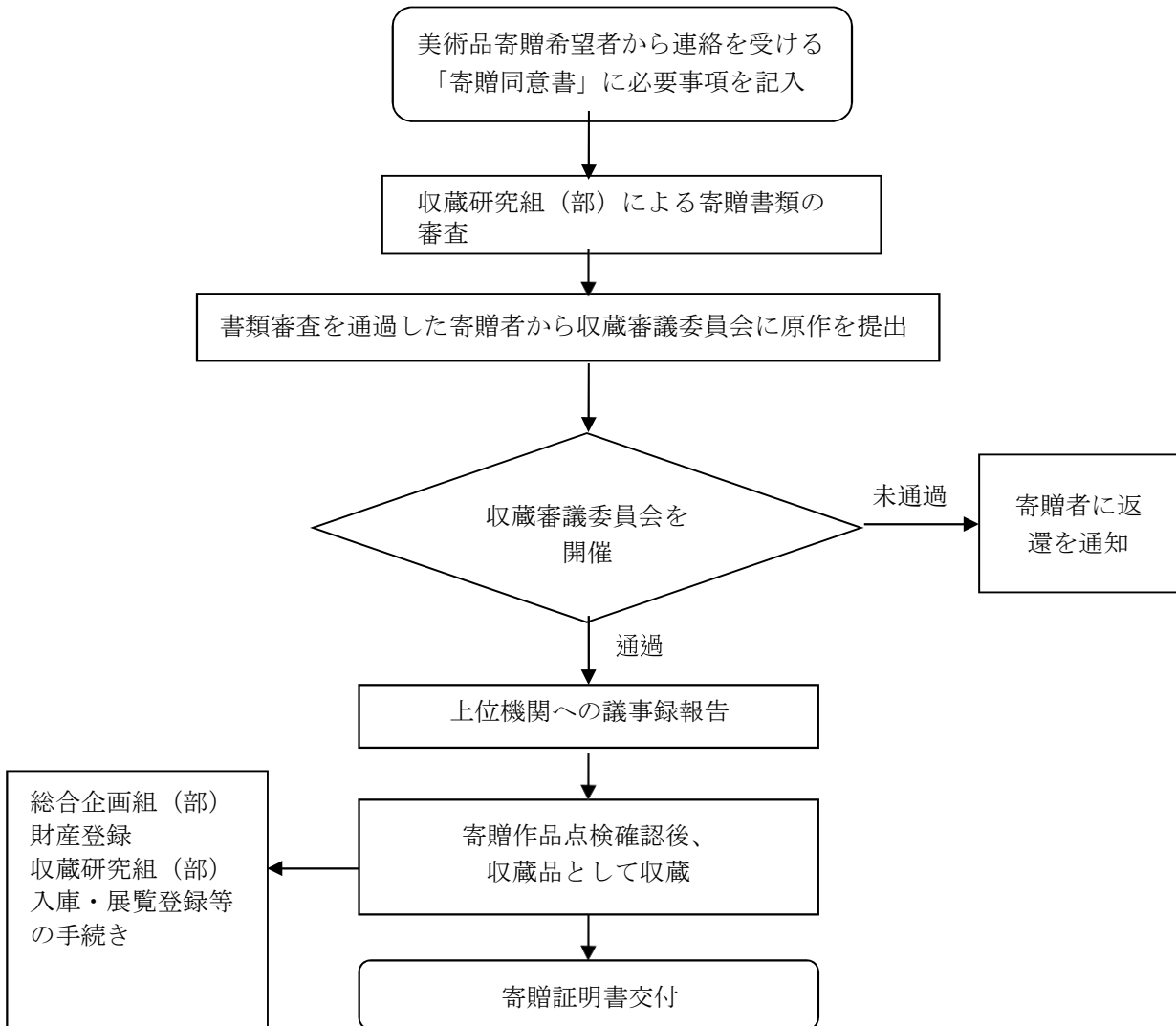
7. 寄贈者へのフィードバックと証明：当館に寄贈を受けた美術品について、嘉義市政府に報告し承認を受けた後、収蔵品として収蔵する場合、寄贈証明書を発行することができ、収蔵証明書及び感謝状または表彰盾を授与することができる。寄贈審査を通過できなかった場合も感謝状を贈呈する。

嘉義市立美美術館寄贈に関する注意事項

民国110年（2021年）12月28日制定

1. 個人、公私立法人、団体等から無償で寄贈された美術品は、当館収蔵範囲及び原則の規定に適合していなければならない、寄贈作品の写真や説明文のリストを準備し、次の関連証明書類を提出する。
 - (1) 出所来歴、所有権帰属先等に関する証明書類。
 - (2) 過去の美術品取得価格資料。過去の取得価格資料の取得が困難な場合、寄贈者は参考となる取得時期及び価値を記入した書類を提出することができる。
2. 寄贈者は寄贈同意書に必要事項を記入の上、提出する。寄贈品は収蔵審議委員会の審査に通過してはじめて、寄贈品として受け入れることができる。
3. 収蔵審議委員会の審査を通過した寄贈品は、規程に従い収蔵財産として登録し、所蔵庫入庫手続きを行う。
4. 当館の収蔵品として承認された寄贈品の寄贈者で、所得税申告時に寄贈控除または当年度の費用として計上するための寄贈証明書が必要な場合、収蔵審議委員会の構成員の3分の2以上の委員が出席し、そのうち外部からの招聘委員が3分の1以上を占め、出席委員の2分の1以上の同意を得て、当館は審議委員会の議事録及び関連書類、帳簿を目的事業の主管機関に報告の上、当該機関の承認を得て、証明書を交付する。
5. 当館は作品を寄贈した個人、公私立法人、団体等に対して感謝状を贈呈することができる。

嘉義市立美術館寄贈美術品受入の流れ



嘉義市立美術館寄贈同意書

1. 入館登録番号：

2. 寄贈者氏名：_____

(1) 身分別：創作者 家族 コレクター個人/会社/機関

(2) 電話/携帯：_____

(3) 住所：_____

(4) 身分証番号（パスポート/統一番号）：

(5) 電子メール：

3. 提出点数：_____点、詳しくは寄贈リスト参照。

4. 提出作品の著作権：

消滅（著作者の死後50年経過）。

寄贈者保有。

寄贈者未保有、所有者（複数人にわたる場合、表作成）は次の通り。

ア.氏名：_____

イ.電話/携帯：_____

ウ.住所：_____

5. 寄贈者の同意及び誓約事項：

(1) 何らかの付帯条件を付けずに作品を嘉義市立美術館に寄贈する。

(2) 寄贈する作品の所有権はすべて寄贈者に帰属し、出所来歴・権利ともに明確である。

(3) 寄贈品の取扱に対してすべての権限を有する。

(4) 著作権保有者は寄贈手続きを完了し、当館収蔵品として収蔵された後、すべての権利/専属ではない権利を永久に嘉義市立美術館に譲渡する。

(5) 作品は自ら搬入して審査を受ける。

(6) 当館収蔵審議組（部）の審査を受け、審査通過後、寄贈者が展覧を希望した場合、当館はその作品の貸出に同意する。

(7) 審査に通過できなかった場合、作品は返還するが、提出書類は返却しないものとする。

寄贈品リスト

番号	創作者	作品名	数量/サイズ ズ (cm)	創作 時期	材質	版数	保存 状況	参考 価値

(書き切れない場合はページを足してお使いください)

関連資料または付属品：なし あり

点数：

内訳：

嘉義市立美術館 御中

寄贈者：

作成日：

年 月 日

寄贈作品の説明

創作者		生年月日	
作品の 写真	(2点以上ある場合、表にしてください)		
略歴			
作品の説 明	1. <u>創作理念</u> 及び <u>代表性</u> または <u>重要性</u> について。2. 受賞歴。		
個人作品 の過去の 取引	(最新または過去の取引記録を記入。取引成立日、 <u>収蔵者</u> 、 <u>メディア</u> 、 <u>作品名</u> 、 <u>創作</u> <u>年</u> 、 <u>サイズ</u> 、 <u>版次</u> 、 <u>取引成立価格</u> 等。例：2000年〇〇画廊購入、油絵 「〇〇〇〇」、1999年、162×130cm(100F)、原作、取引成立価格〇〇万元)		
備考	インスタレーション作品は、説明書を添付してください。		

(書き切れない場合はページを足してお使いください)

嘉義市立美術館 Chiayi Art Museum Tel:

+886-5-2270016

嘉義市西区広寧街 101 号

No.101, Guangning St., West Dist., Chiayi City 60045, Taiwan (R.O.C.)

寄贈契約書

_____（以下「甲」という。）と嘉義市立美術館（以下「乙」という。）は、信義誠実の原則に基づき、次の通り寄贈契約を締結する。

1. 甲は所蔵する_____（代表創作者名）計_____点（リスト参照）を無償かつ無条件にて乙に寄贈すると同時に、画像の再製作・加工、出版、公開展示、公開転送等に関する権利の使用を許諾することに同意する。
2. 甲は寄贈作品について甲の所蔵物であり、出所来歴・権利が明確であることを担保する。甲はその作品に関するすべての権利について、いかなる質権を設定しておらず、第三者の権利を侵害していないことを担保する。前記の担保事項に違反し、乙に損害を与えた場合、甲は責任をもってこれを処理し、一切の法的責任及び損害賠償の責任を負うものとする。
3. 甲は、甲乙双方が引渡し前の点検を行うまでに譲渡目的物リストを作成するものとする。当該リストには、番号・名称・目的物の画像ファイル（写真）を記載し、引渡しの根拠とする。
4. 甲が乙に作品を寄贈した後、寄贈目的物である実体の整理・保存・管理は、乙が関連作業手順及び規程に従って行うものとする。
5. 甲は、乙が専門的知見により自主的に展覧・修復・教育・移動・整頓・借用・宣伝マーケティング等の企画・活用することに同意する。
6. 甲は、寄贈目的物の作品を展覧または研究の用途として、1年に2回まで、1回につき3カ月を限度として借用申請を行うことができる。借用するに当たり、甲は事前に書面により借用を申し入れる必要がある。乙は甲から申請された借用に同意するが、目的物である作品が当館内の展覧計画に入っている場合もしくは展覧中である場合、修復中または手入れ期間、運搬または展覧に不適切な場合はこの限りではない。
7. 本契約書に定めのない事項、または変更事項については、甲乙双方が協議の上、取り決め、その証として書類を作成し、甲乙双方の記名捺印をもって法的効力を有するものとする。
8. 本契約締結の証として、本書2通を作成し、両者が記名捺印の上、各1通を保有する。

寄贈者

甲 : 記名捺印：身分證番号
住 所:

乙 : 嘉義市立美術館

代 表 者: 記名捺印:

中 華 民 国 年 (2 0 年) 月 日